

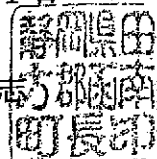


函都第 206 号

令和元年10月1日

株式会社 トーエネック 御中

函南町長 仁科 喜世志



函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行の
周知及び届出提出の依頼について

日頃より函南町のまちづくり行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和元年10月1日より緑豊かな自然環境、眺望景観及び防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例が施行されました。

つきましては、現在函南町内で太陽光発電施設を計画中の事業者の皆様においても、条例の一部が適用されるとともに、附則の経過措置に基づき第9条第1項の届出の提出を求めさせていただきますので、下記のとおりご案内させていただきます。

なお、本依頼文は、過去の町への土地利用事業申請書類や固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請の閲覧等により該当事業者様へ送付させていただいております。詳細につきましては、都市計画課までお問い合わせいただくようお願いいたします。

記

1 条例の目的

この条例は町の財産である緑豊かな自然環境や美しい富士山等の眺望景観及び防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため必要な事項を定め、もって災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与することを目的としています。

2 条例施行日

令和元年10月1日

3 対象事業

(1) 太陽光 事業地の敷地面積が1,000㎡以上の事業

※建築物の屋根又は屋上で行う太陽光事業は、適用しない

(2) 風力 発電設備の高さ10mを超える事業

4 条例の附則の経過措置にて提出していただく届出

- ・条例第9条第1項及び施行規則第4条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第1号）

提出については速やかに、函南町役場都市計画課へお願いします。

5 添付資料

- ・施設リスト
- ・条例及び施行規則本文

以上

連絡先 函南町役場都市計画課

〒419-0192

静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

TEL : 055-979-8117

Mail : toshikei@town.kannami.shizuoka.jp

施設リスト

事業者	住所	事業地代表地番	施設設置規模
株式会社トーエネック	愛知県名古屋市中区栄1丁目20-31	軽井沢字駒嶽342-1 他54筆	約65ha